

「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム(CSPU)」主催シンポジウム

ーサプライチェーンでの企業間連携・持続可能な紙利用の拡大を目指してー

持続可能な紙の供給拡大をめざして

平成28年7月8日(金)

於:三井住友信託銀行本店

日本製紙連合会 常務理事 上河潔

—目次—

- 1. 日本の製紙産業
- 2. 製紙産業の原料事情
- 3. 森林認証
- 4. 海外植林
- 5. 製紙業界の違法伐採対策
- 6. 生物多様性
- 7. 合法伐採木材利用法

1. 日本^の製紙産業

日本製紙連合会

▶ 設立1972年4月

1946年に設立された「紙及びパルプ工業会」に 板紙、パルプ材などの関連団体が合併して設立

- 事業内容

製紙産業の健全な発展を目的に、主要な紙・板紙の原紙メーカーで構成される業界団体

- 会員

正会員33社 団体会員6団体

賛助会員48事業所1団体

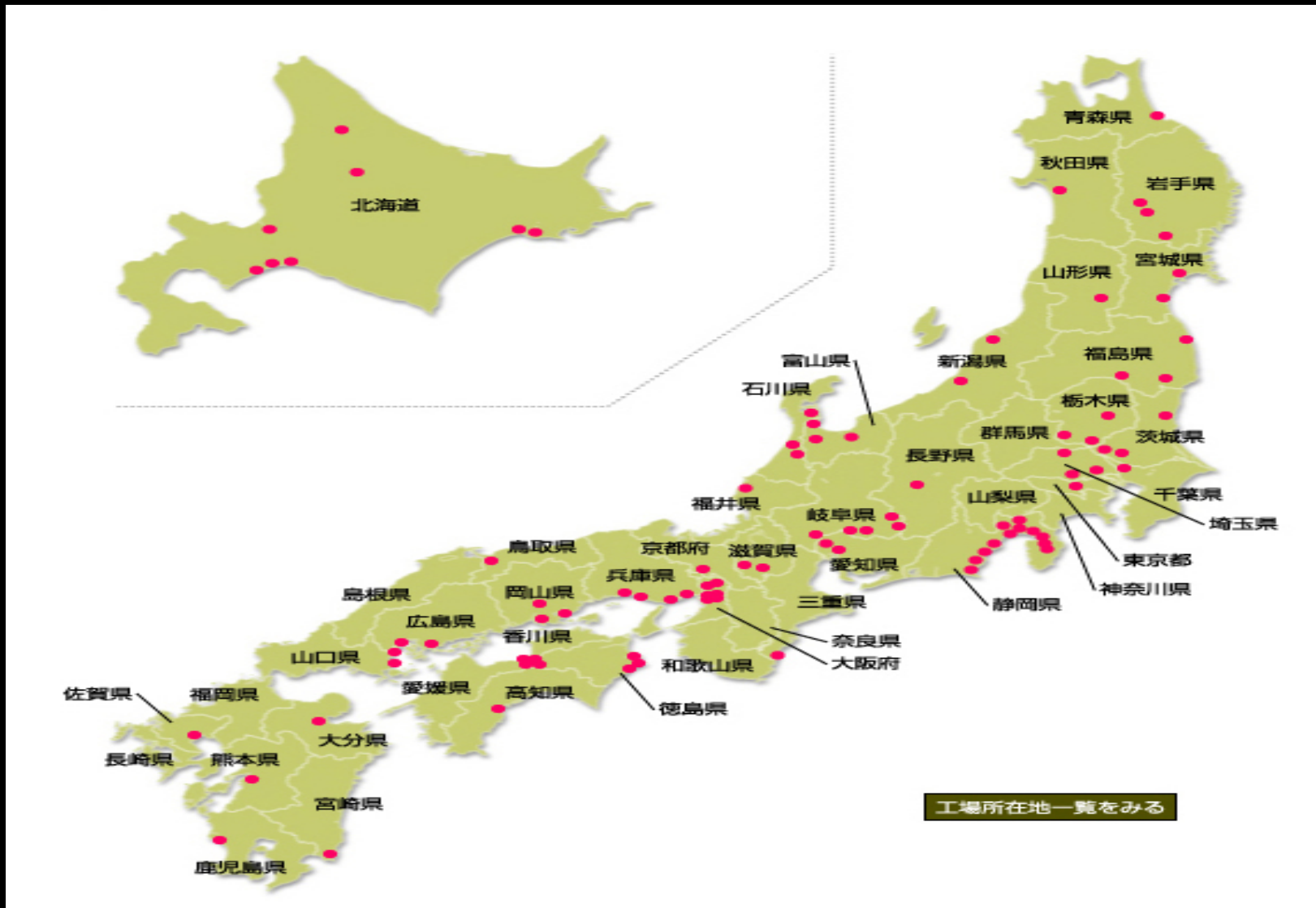
- 加盟会社の全国紙・板紙原紙生産カバー率 88.0%

2014年会社別・紙・板紙生産順位

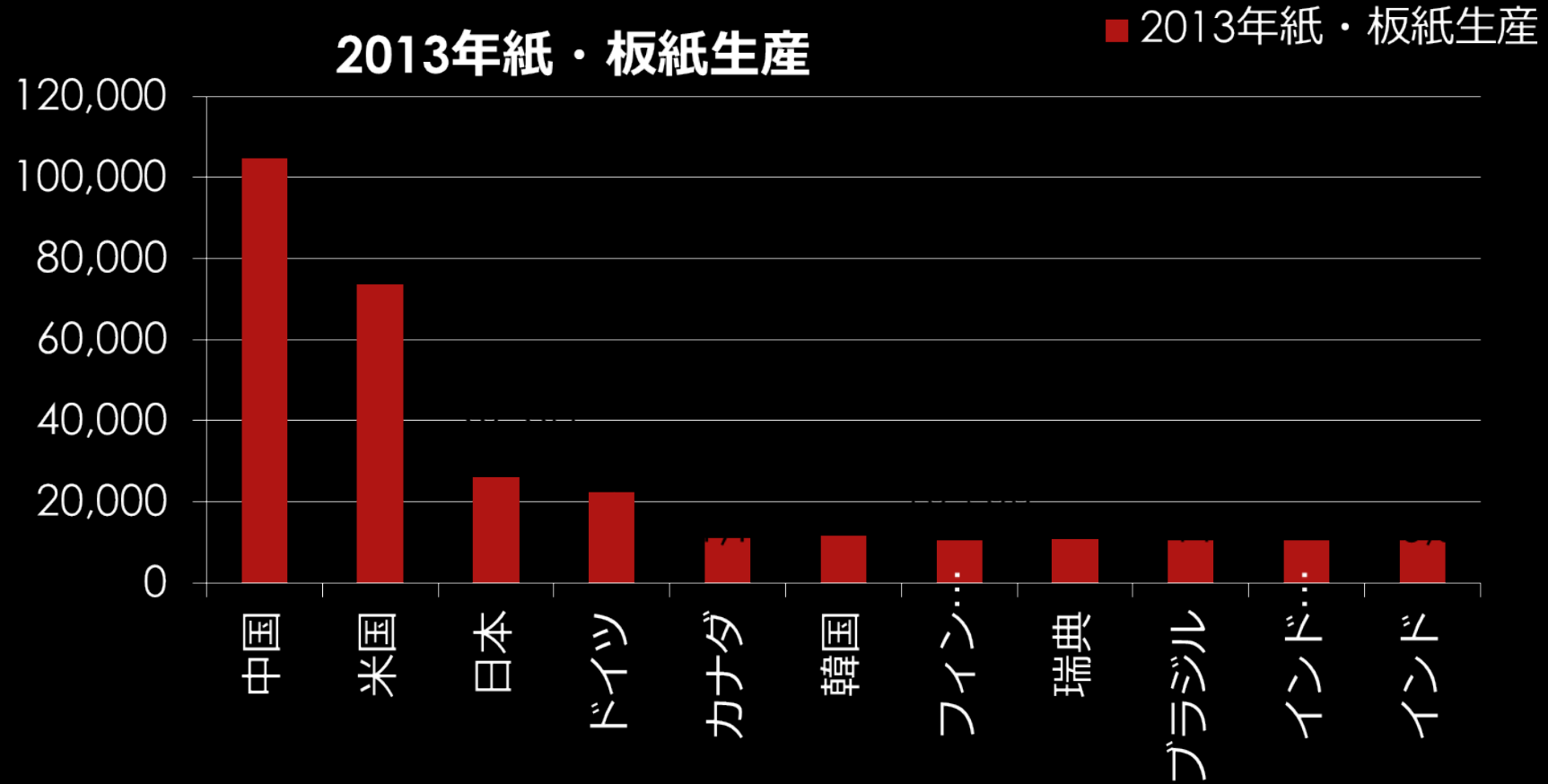
順位	会社名	紙	板紙	計	構成比
1	日本製紙	3,938,206	1,660,055	5,598,261	21.1
2	王子マテリア	208,008	2,824,461	3,032,469	11.5
3	王子製紙	2,826,386	77,639	2,904,025	11.0
4	大王製紙	1,900,216	816,844	2,717,060	10.3
5	レンゴー		1,814,086	1,814,086	6.9
6	北越紀州製紙	1,419,053	304,965	1,724,018	6.5
7	中越パルプ工業	725,846	30,521	756,367	2.9
8	特種東海製紙	163,820	550,704	714,524	2.7
9	丸住製紙	680,036		680,036	2.6
10	三菱製紙	616,036	52,135	668,171	2.5
	総 計	15,117,678	11,360,142	26,447,820	100.0

(単位:トン、%)

紙パルプ工場分布 日本製紙連合会会員企業(年産10万トン以上)

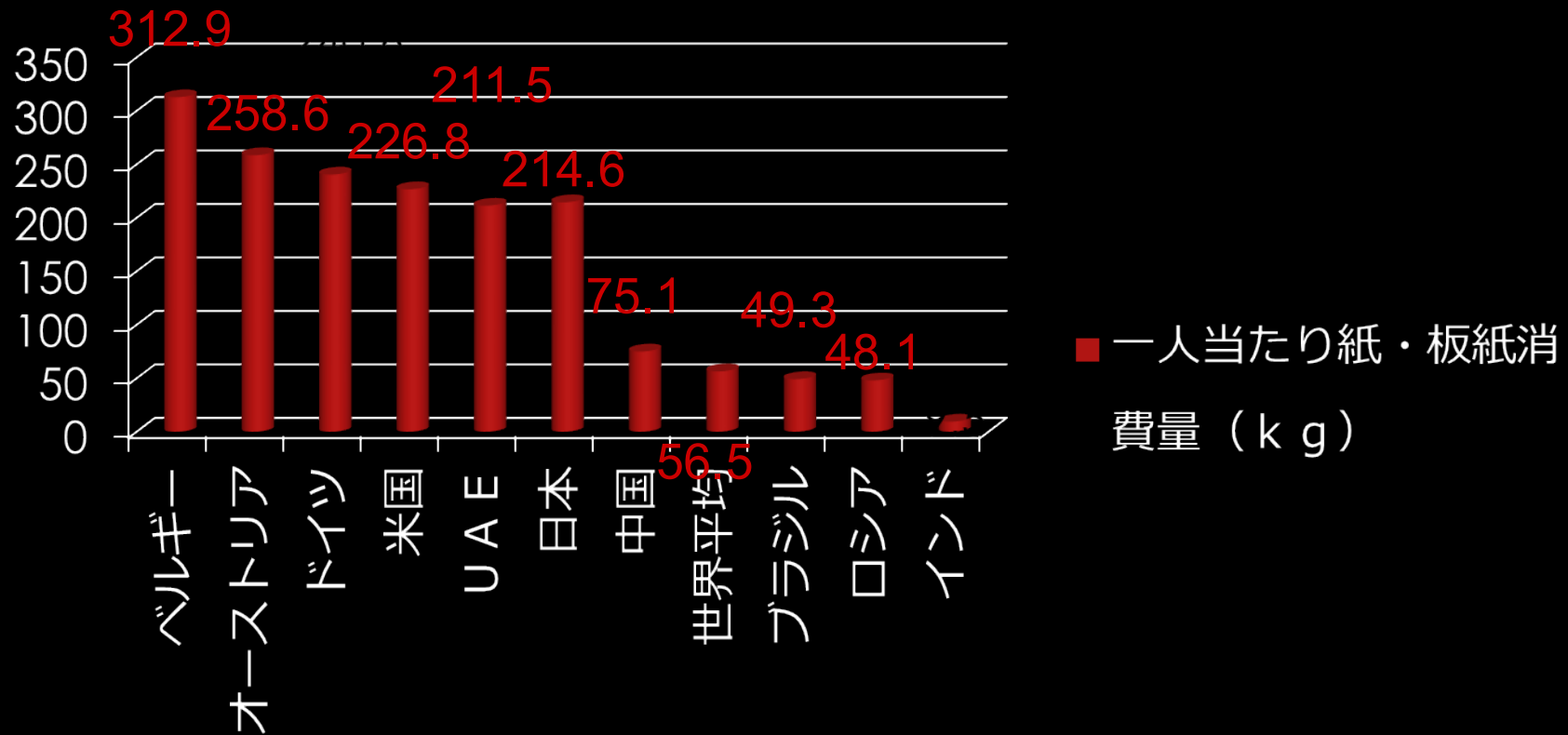


日本は世界第3位の紙・板紙生産国



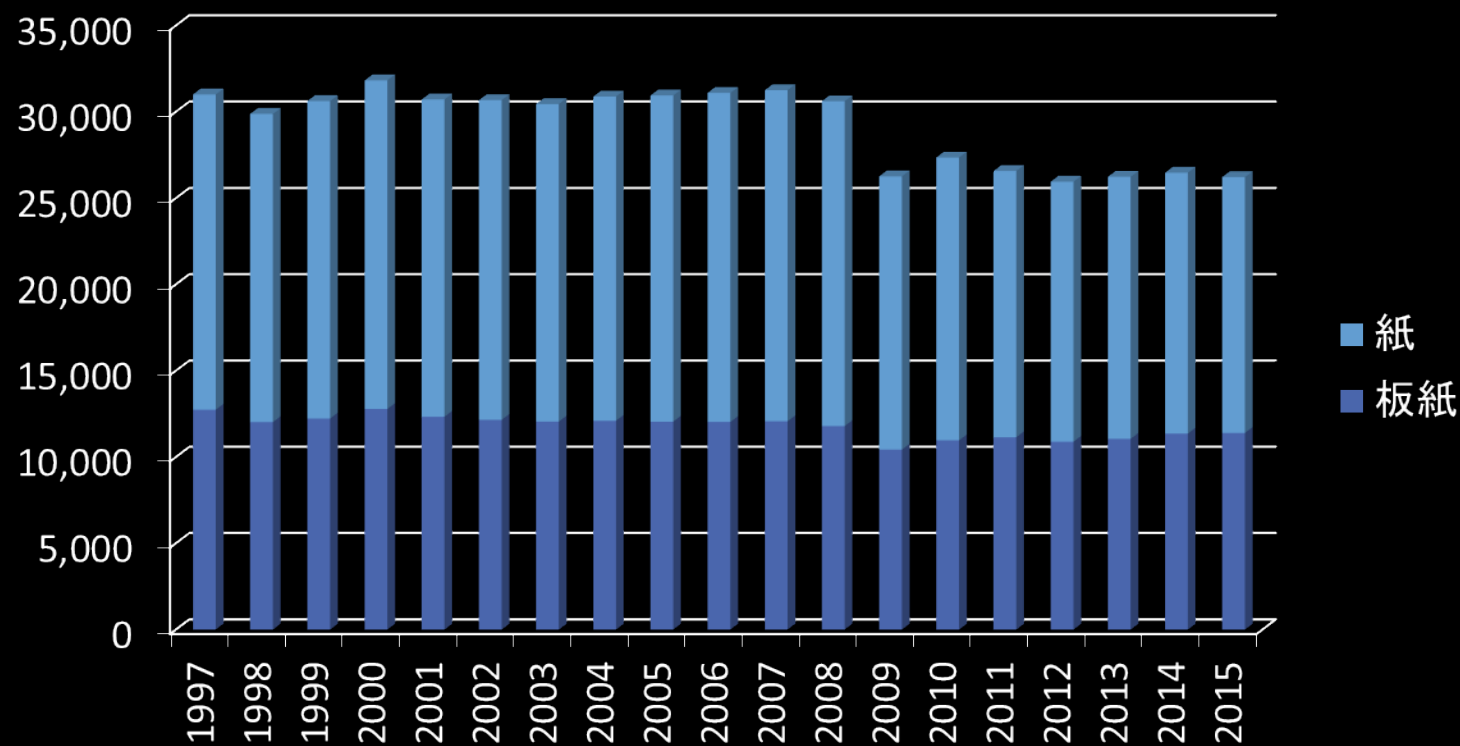
日本の一人当たり紙・板紙消費量は214.6kg
(2013年)

一人当たり紙・板紙消費量 (kg)

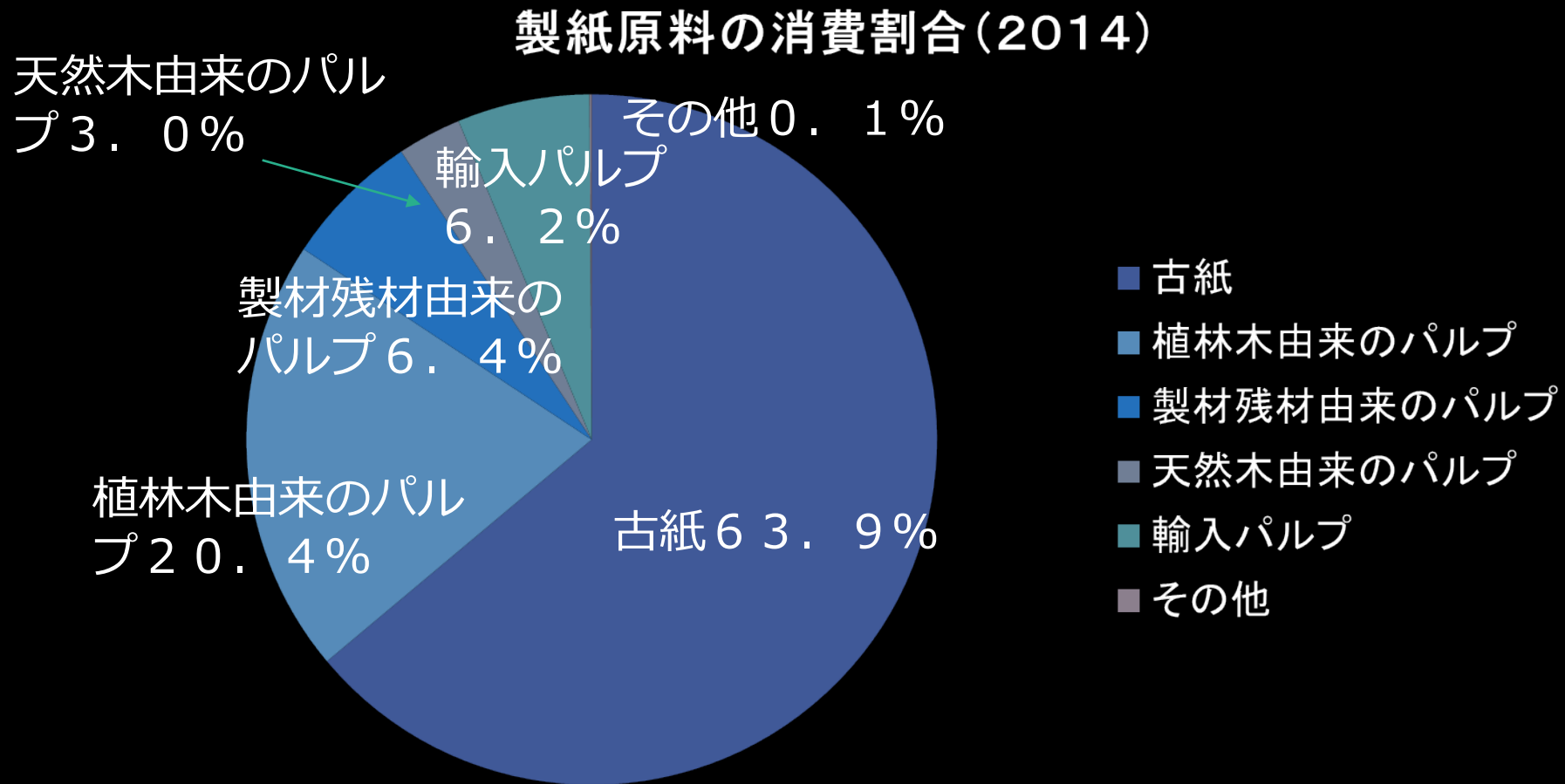


紙・板紙の生産量の推移

(1,000 t)



日本の製紙原料の6割は古紙

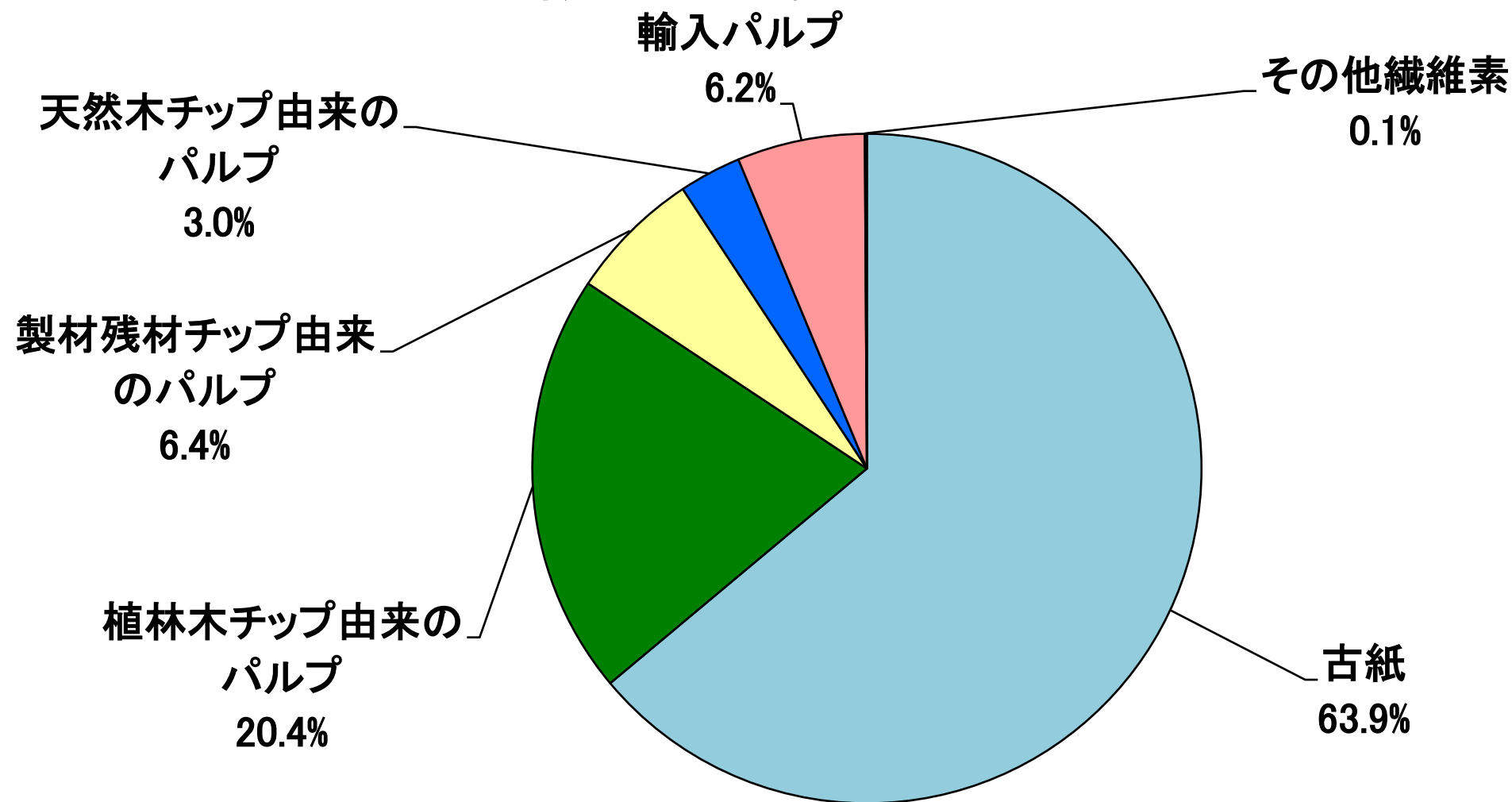


2. 製紙産業の原料事情

製紙業界の原料調達現状

- わが国の2014年の紙・板紙合計の生産量は2,648万t、製紙原料消費量は2,692万tであった。原料構成比で見ると、古紙が1,719万tで63.9%、パルプが969万tで36.0%、その他繊維素が3万tで0.1%となっている。
- また、パルプのうち、国産パルプが803万tで29.8%であり、その内訳としては、植林木チップ由来のパルプが549万tで20.4%、製材残材チップ由来のパルプが173万tで6.4%、天然木チップ由来のパルプが80万tで3.0%となっている。輸入パルプは166万tで6.2%となっている。

繊維原料消費割合（2014年）



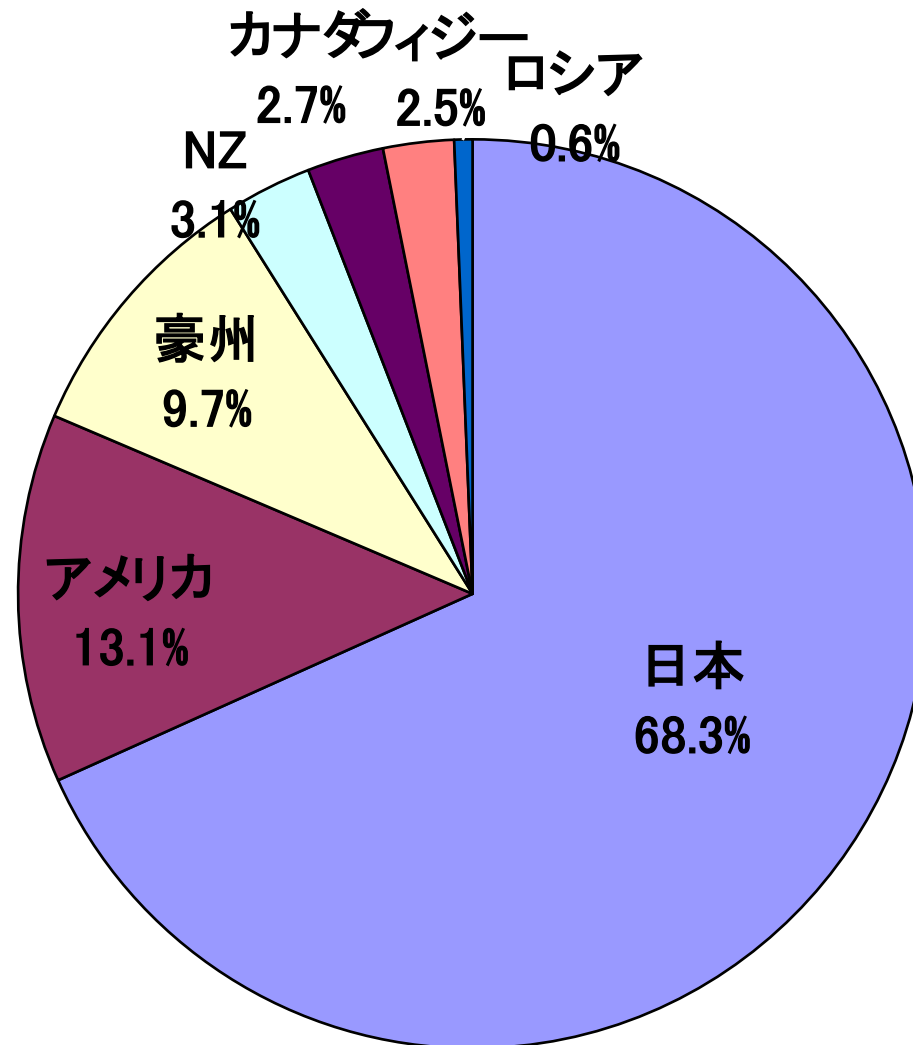
古紙利用の現状

- 古紙の消費は、前年比0.9%増の1,709万t、2年連続のプラスとなった。古紙の利用率は、紙・板紙合計で63.9%、2013年から横ばいとなった。うち紙分野は、41.0%から40.3%へ0.7ポイント低下、板紙分野は93.3%から93.2%へ0.1ポイント低下した。
- 日本製紙連合会では、ゴミの減量化や森林資源保全の観点から古紙の利用率を2015年度までに64%に高めるという目標を定め、古紙利用の拡大に努めている。古紙はリサイクルを図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。
- 古紙の輸出については、前年に比べて5.5%減の462万t、中国向けが大幅な減少となったこと等により、2年連続のマイナスとなった。その結果、2014年の古紙回収量2,175万tに対する輸出量の比率は21.2%となり、2013年より1.2ポイント低下した。

パルプ材利用の現状(針葉樹)

- パルプ材の消費は、前年比3.3%増の1,649万tで、針葉樹522万t、広葉樹が1,127万tとなっている。
- 針葉樹の輸入先は、アメリカ、豪州、ニュージーランド(NZ)、カナダなど違法伐採のリスクが低い先進国を中心に6カ国となっているが、アメリカ、豪州の2カ国で72%(日本を除く輸入量計をベースとする)を占めている。

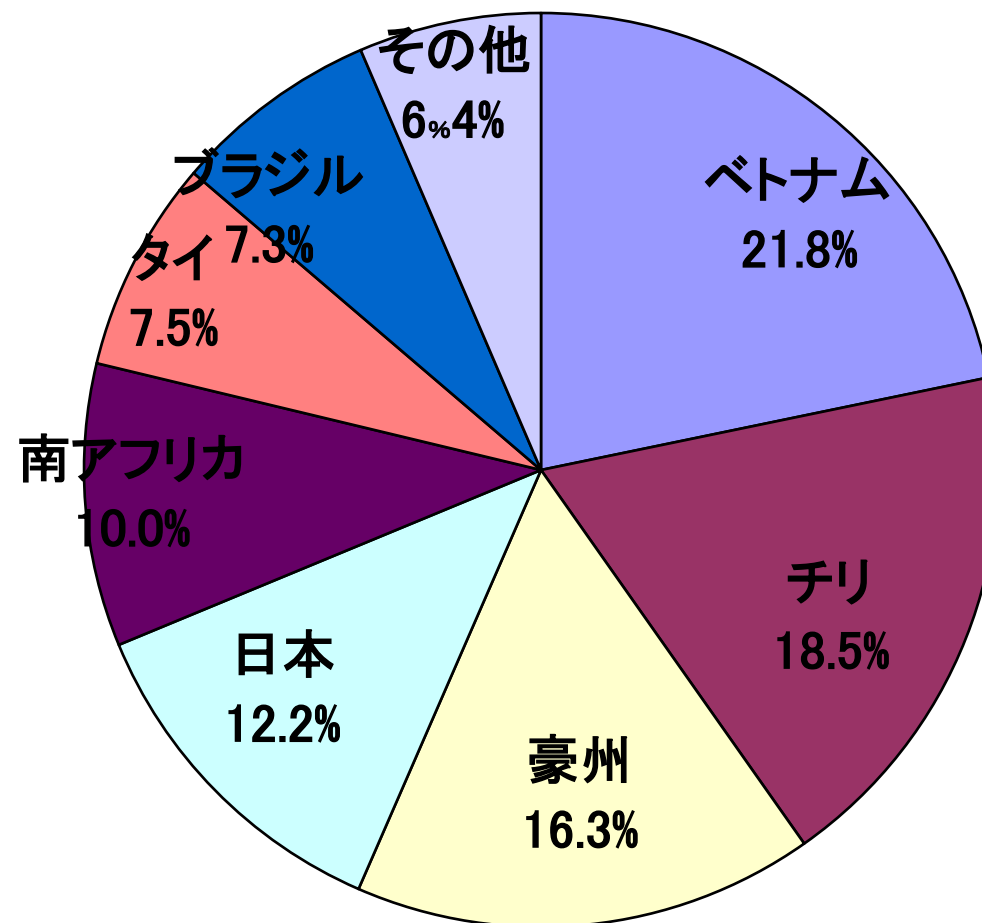
針葉樹の調達先 <2014年>



パルプ材利用の現状(広葉樹)

- 広葉樹の輸入先はベトナム、チリ、豪州、南アフリカ、タイなど11カ国となっており、ベトナム、チリ、豪州、南アフリカの4カ国で76%(日本を除く輸入量をベースとする)を占めているが、そのほとんどが違法伐採の可能性が低い植林木である。

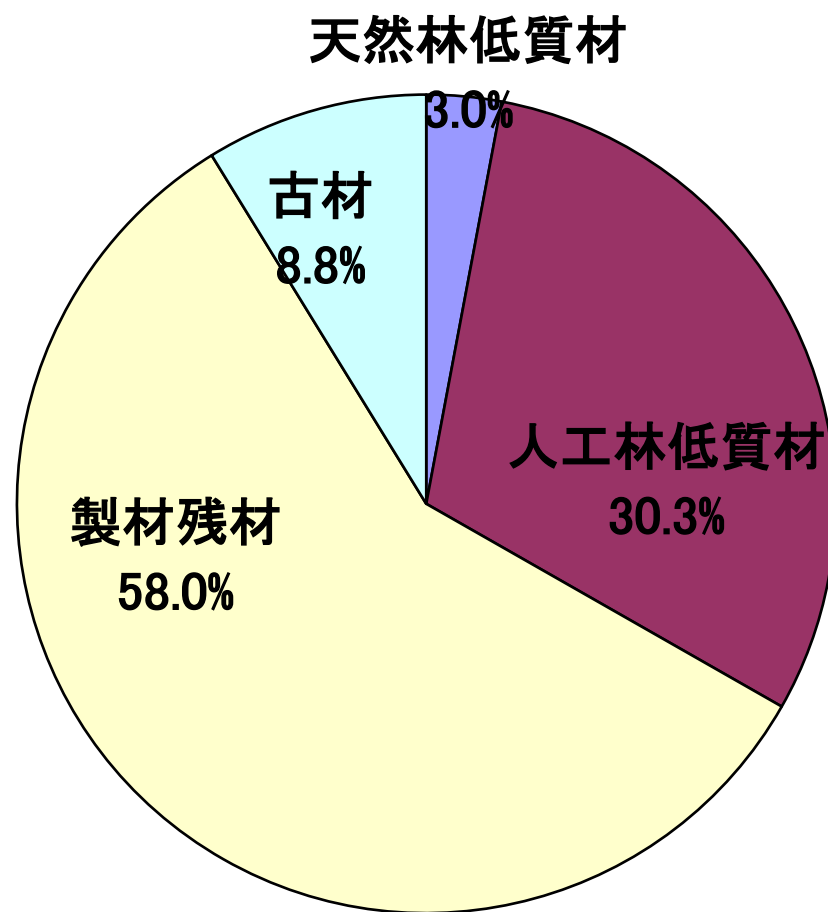
広葉樹の調達先 <2014年>



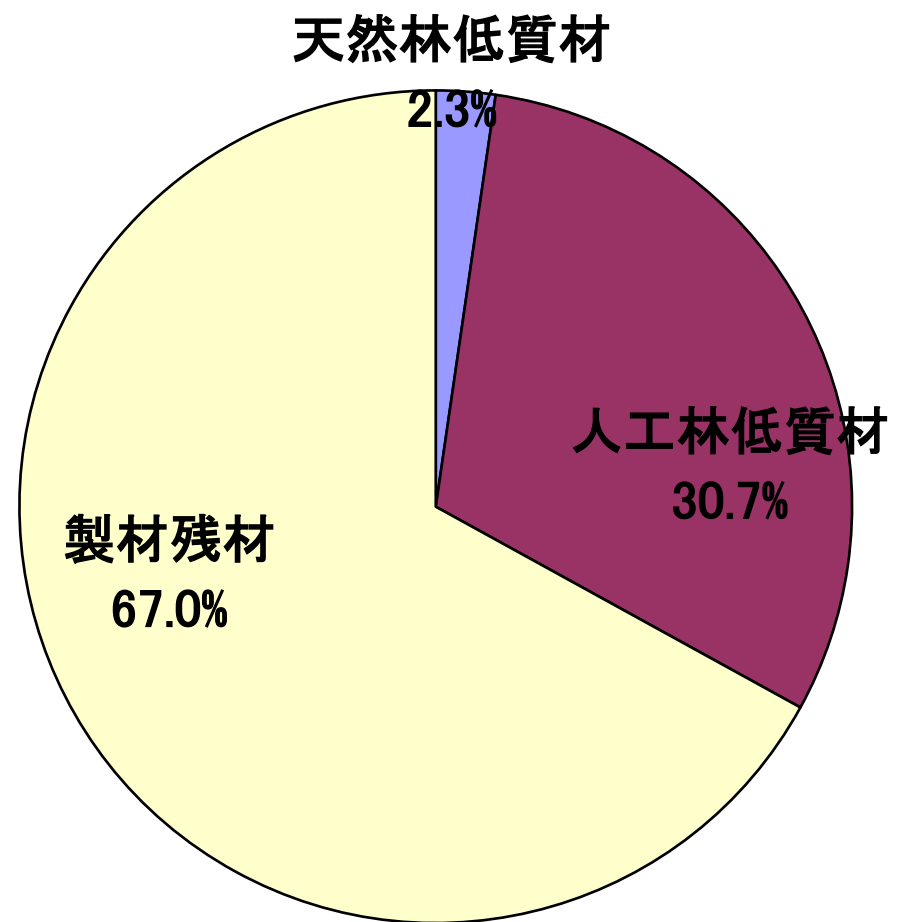
針葉樹材の材種

- 針葉樹の材種は、国産、輸入ともに製材残材が主体で、その他は製材に利用されない間伐材、病虫害材、解体材などの未利用材が多くなっている。製材残材や未利用材は、未利用資源の有効活用を図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。

国産針葉樹 <2014年>



輸入針葉樹 <2014年>



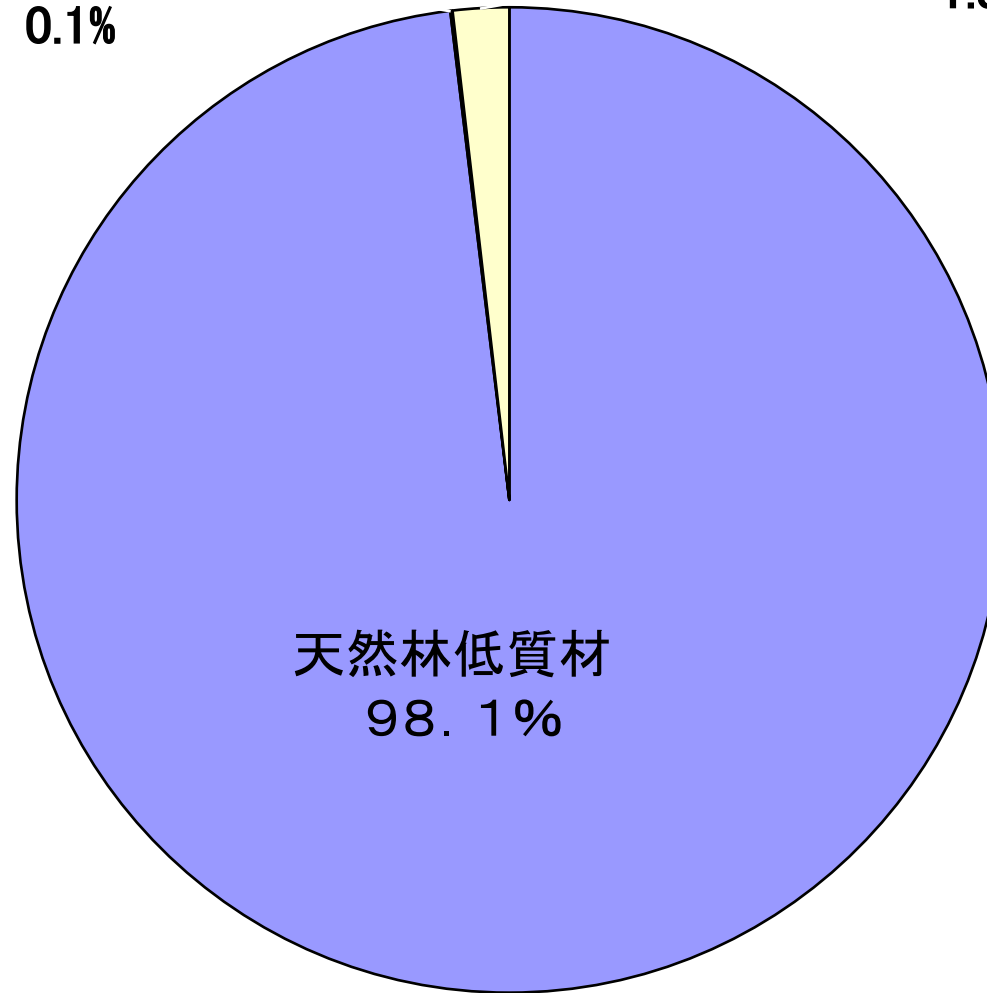
広葉樹材の材種

- 広葉樹の材種は、国産広葉樹では旧薪炭林等からの低質材がほとんどである。また、輸入広葉樹では木材チップ用に造成されたユーカリ、アカシア等違法伐採の可能性が低い植林木が98%を占めている。

国産広葉樹<2014年>

人工林低質材
0.1%

製材残材
1.8%

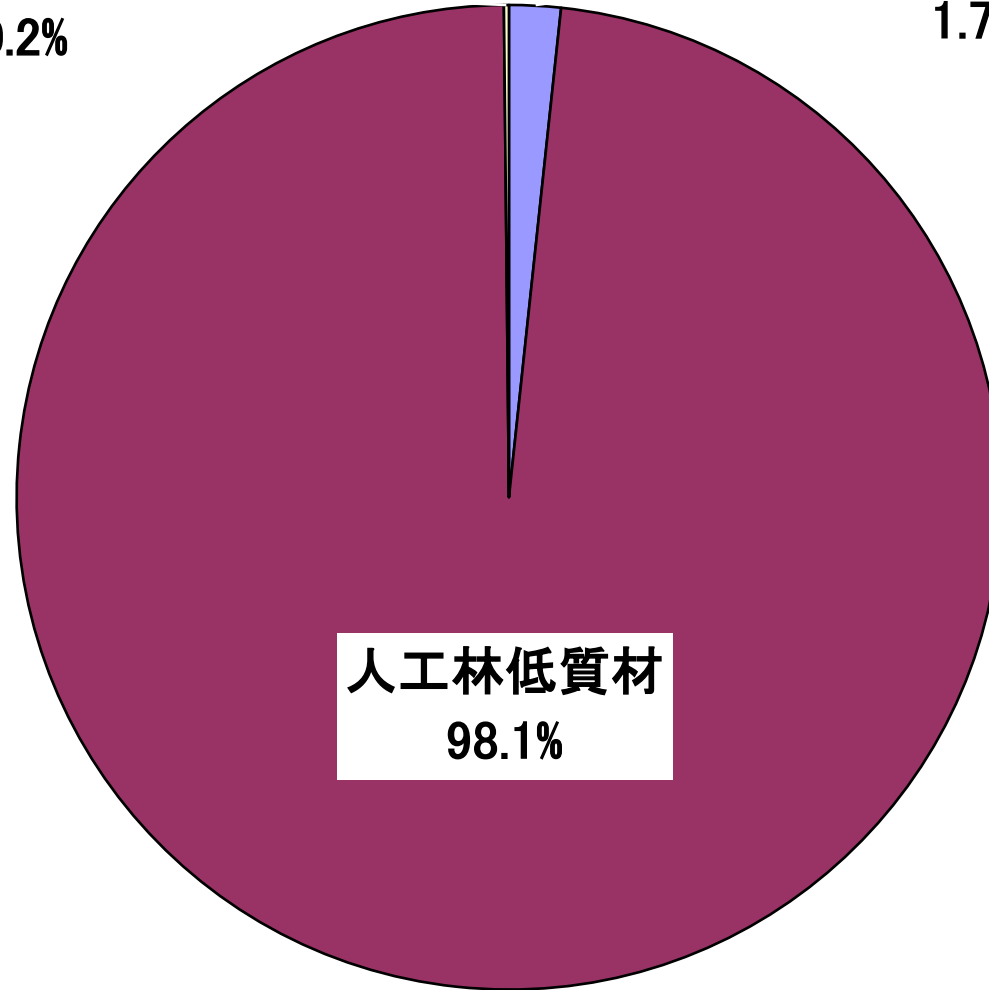


天然林低質材
98.1%

輸入広葉樹 <2014年>

製材残材
0.2%

天然林低質材
1.7%

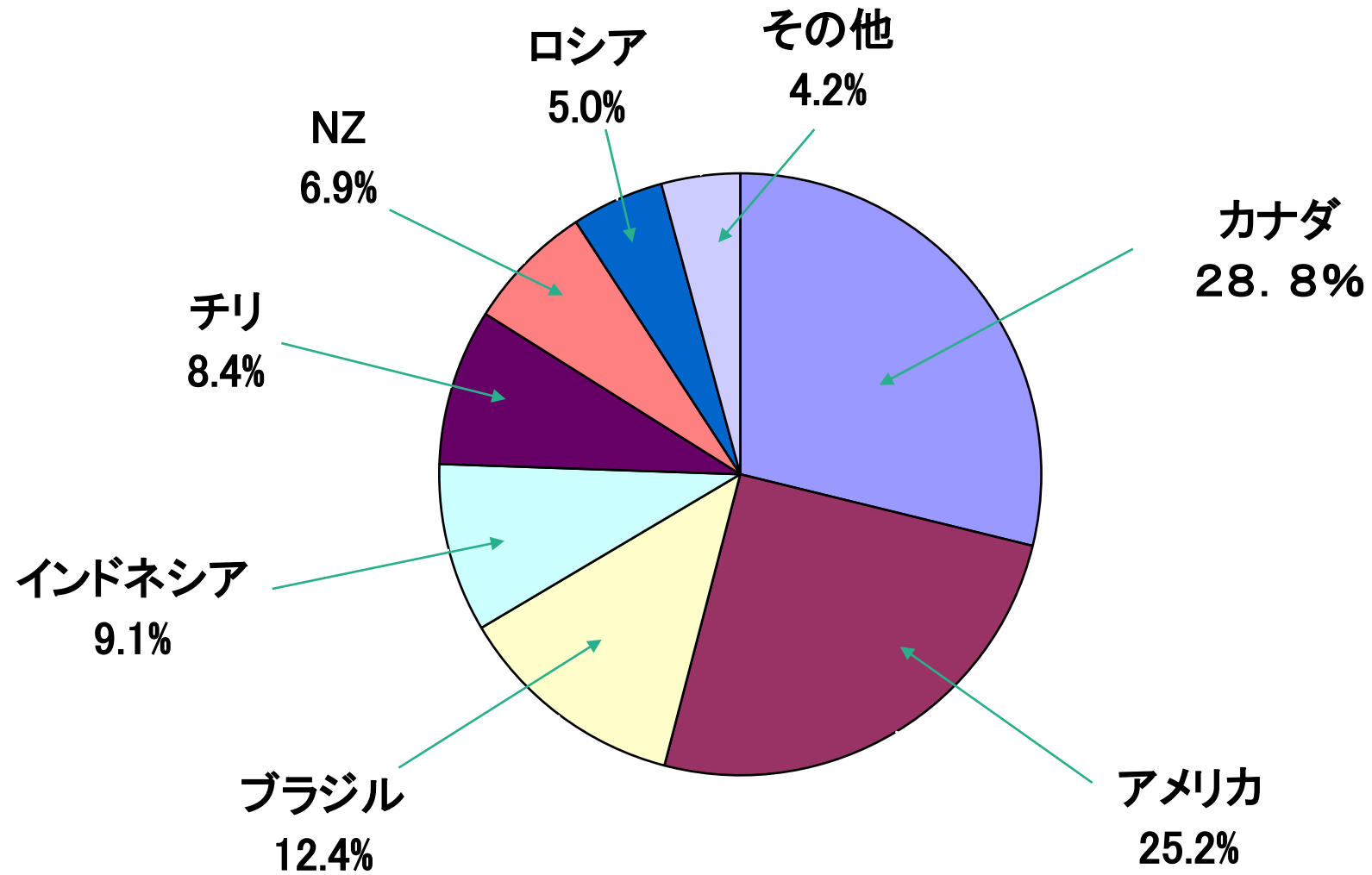


人工林低質材
98.1%

輸入パルプ利用の現状

- 輸入パルプ(製紙用)は、2014年は前年比0.2%増の166万tとなり、3年ぶりのプラスとなった。ただ、リーマン・ショックの影響で急減した2009年以降は、自社製パルプの優先使用の流れが続いていること等から、低レベルで推移している。
- 輸入先は、カナダ、アメリカ、ブラジル、インドネシア、チリ、ニュージーランド(NZ)など24カ国に及んでいるが、カナダ、アメリカ、ブラジル、インドネシア、チリ、ニュージーランドの6カ国で91%を占めている。
- ブラジルやニュージーランドからの輸入は開発輸入が主体である。近年、その多くが森林認証材(CoC(Chain of Custody)認証)あるいは認証された管理木材(CW(Controlled Wood))のパルプとなっている。

パルプ(製紙用)輸入国のシェア (2014年)



間伐材利用の現状

- 日本製紙連合会は2012年4月に「環境行動計画」を策定し、国内の森林整備の促進、地球温暖化の防止、資源の有効利用の推進のために間伐材の利用量の増大に積極的に取り組むという業界の姿勢を改めて明らかにしている。
- さらに、2009年及び2010年のグリーン購入法の判断基準の改正により、コピー用紙及び印刷用紙において、間伐材パルプが評価されることになったが、その際には、間伐材利用に係る林野庁のガイドラインに基づいて間伐証明書を添付しなくてはならないことになっている。
- このため、今後、グリーン購入法適合製品において間伐材の利用を促進するためには、証明書付間伐材の供給を増加させる必要があるが、現時点では、その供給量は極めて限られている。

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
間伐材 (林地残材含む)	403	856 < 27 >	744 < 59 >	781 < 73 >	787 < 61 >	767 < 48 >
虫害材	14	13	5	4	5	1
古材	323	317	315	311	328	312

(単位:千BDT)

3. 森林認証

- ・SGECは、小規模な森林所有者や林業団体等の強い支持によりFM認証の面積を急速に拡大しており、2016年現在で日本の森林面積の5%にあたる131万haのFM認証と351のCoC認証を達成している。
- ・このFM認証の実績は明らかにFSCのFM認証の実績を凌駕している。FSCは、2016年現在で39万haのFM認証と1,050のCoC認証を達成している。
- ・しかしながら、WWFのような自然保護団体の強い支持を得ているFSCは、消費者や需要者の間で他の森林認証よりも好意的に認識されている。
- ・SGECは、現時点ではPEFCとの相互承認とはなっていないので、PEFCは日本国内にFM認証を有しておらず、2016年現在で190のCoC認証を達成している。(SGECは2016年6月3日に正式にPEFCと相互承認した。)

日本における森林認証制度の実績

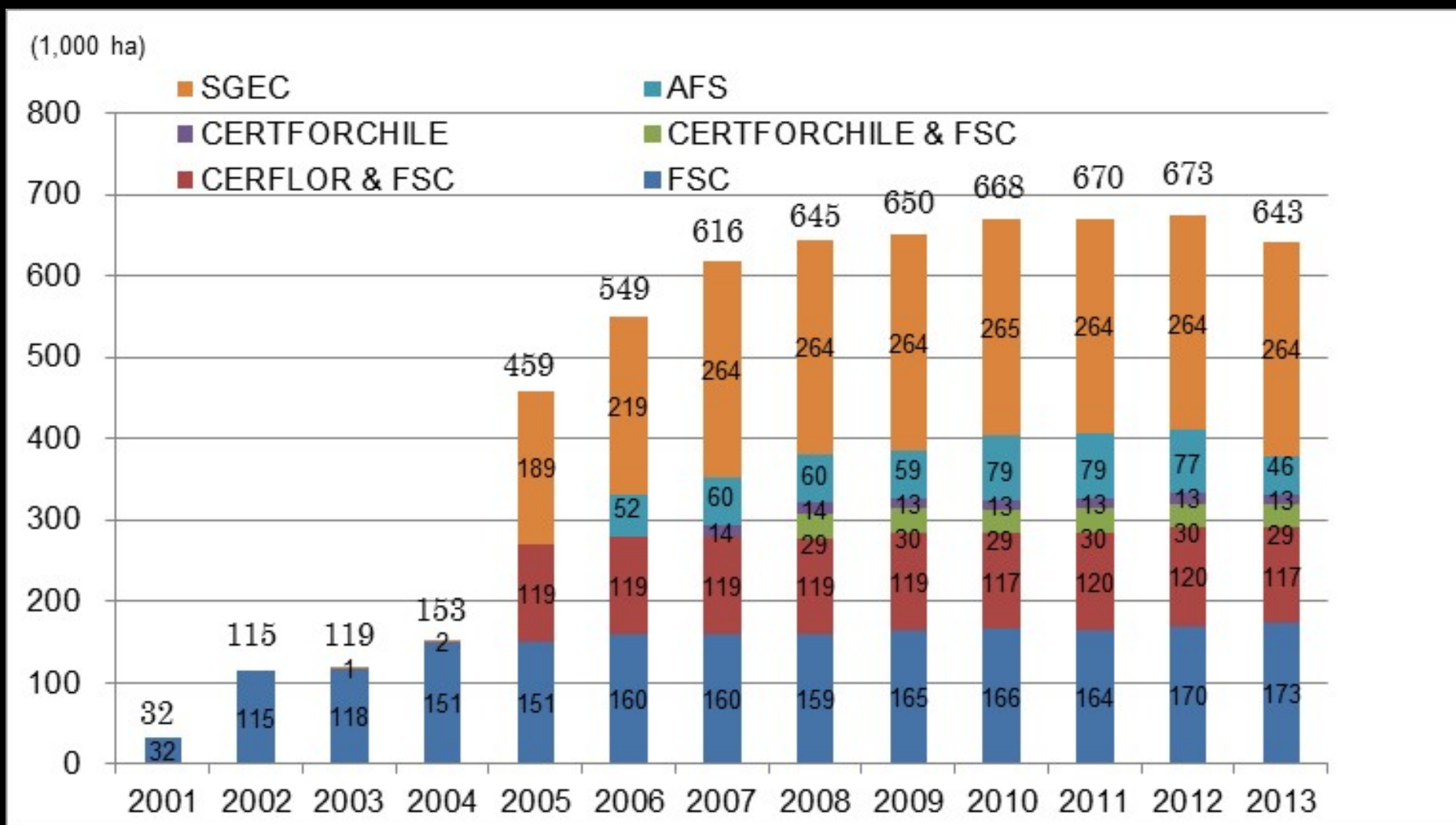
森林認証制度	FM 認証 (ha)	CoC 認証
SGEC	1,310,663	351
FSC	393,243	1,050
PEFC	---	190

(2016年2月現在)

日本の製紙企業の森林認証取得状況

- 日本の製紙企業は、国内外の64万haの所有林について、FSC,PEFC,SGEC等の森林認証のFM認証を取得している。
- さらに,日本の製紙企業が消費している木材チップの22. 2%が森林認証材である。
- 日本の製紙企業は、それぞれの国、地域で受け入れられている森林認証制度を採用している。

日本の製紙企業の森林認証取得面積



Source: Japan Paper Association

森林認証木材チップの利用状況(2013)

(単位:千トン)

	針葉樹	広葉樹	計
国産	245	5	250
輸入	616	2,610	3,226
計 (森林認証率)	861 (17.3%)	2,615 (24.4%)	3,476 (22.2%)

資料：日本製紙連合会

4. 海外植林

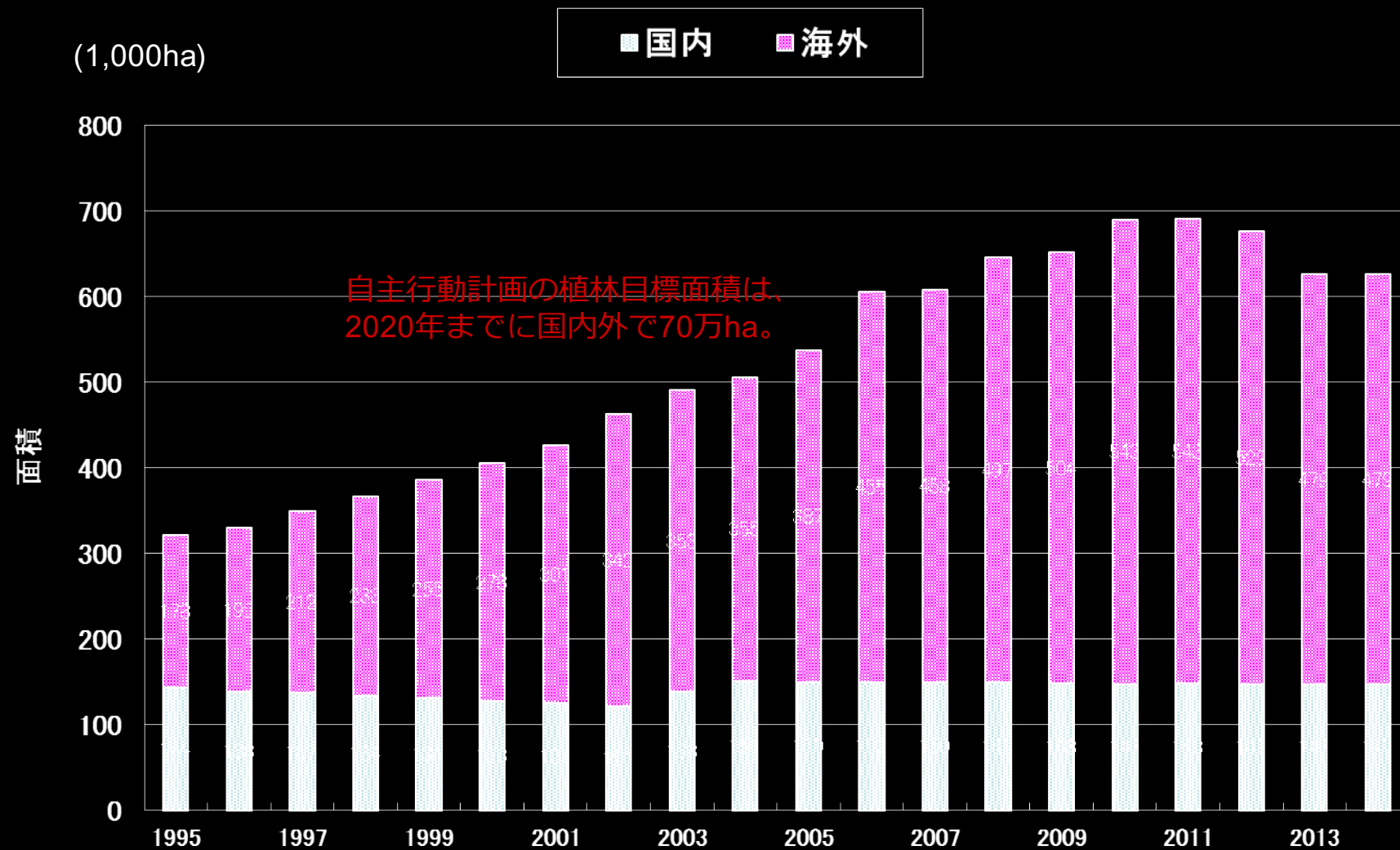
海外植林の推進

- 適切な森林経営が行われている自社植林地から調達された植林木チップは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。
- このため、その調達の拡大を目指して、わが国の製紙各社は、植林木伐採跡地の他、牧草地、荒廃地等の無立木地において積極的に海外植林を推進しており、2014年末時点では、オセアニア、南米、アジア、アフリカの10ヶ国で34プロジェクト、47.9万haに達している。
- これによって、国内外で所有又は管理する植林面積は62.6万haとなっている。日本製紙連合会は「環境行動計画」において、2030年度までに国内外の植林地を80万haへ拡大することとしている。

製紙業界における森林認証の推進

- 持続可能な森林資源の育成とその木材利用の推進を図る森林認証を取得した木材チップやパルプは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。
- このため、わが国の製紙各社は、所有又は管理する自社林についてFM (Forest Management) 認証を積極的に取得するとともに、製品の製造、流通についてもCoC (Chain of Custody) 認証を数多く取得している。
- 国内の自社林については、主に日本独自の森林認証であるSGECを、海外の自社林については国際的な森林認証であるFSCやPEFC (AFS、CERFLOR、CERTFORCHILE) を取得しており、2014年現在で森林認証を受けた自社林の面積は62.3万haに達している。

製紙会社の植林面積の推移



資料：日本製紙連合会

製紙会社の海外植林の現状

単位:千ha

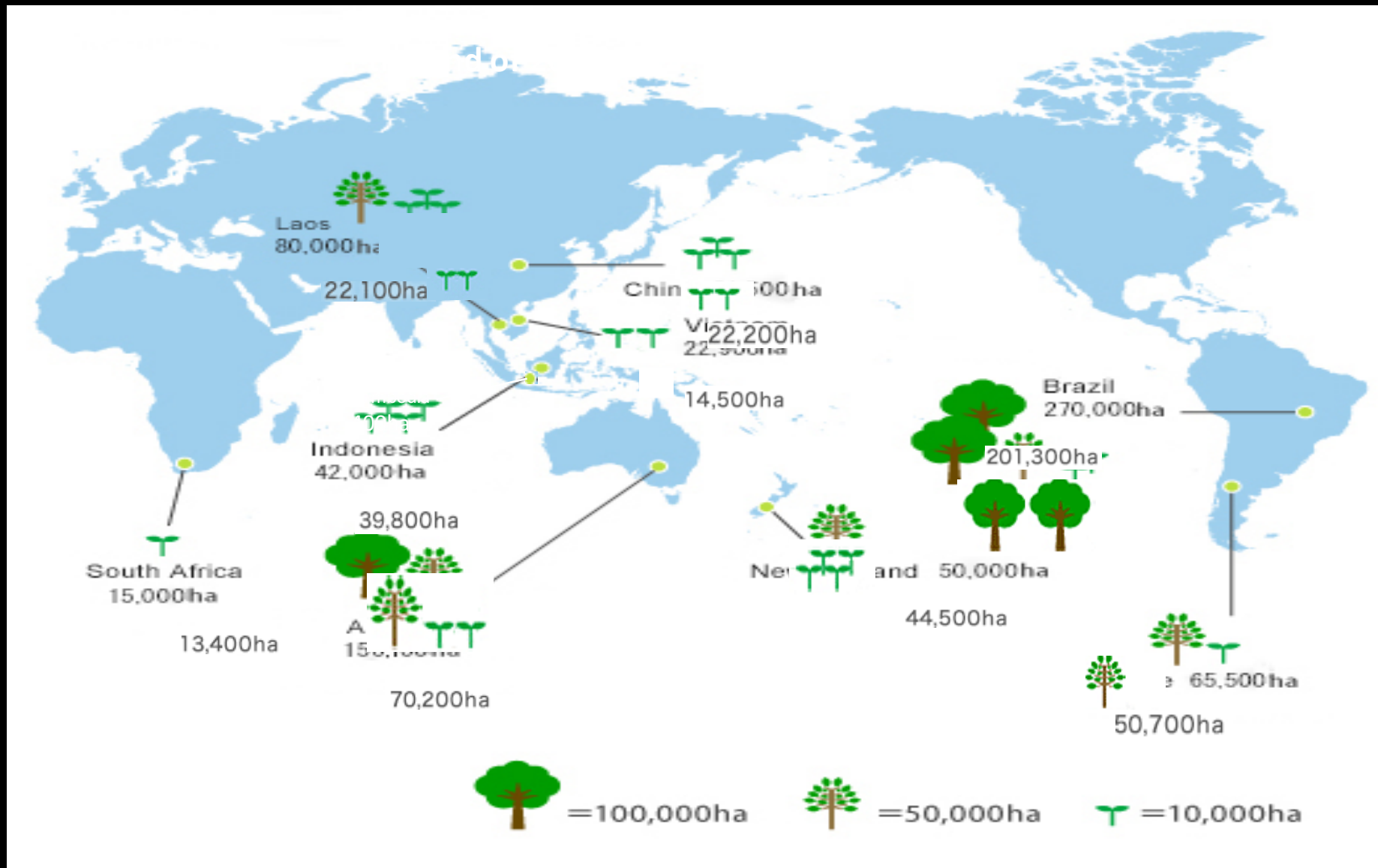
関係製紙会社	地域(国・州、省等)	植林開始年	2013年末 植林現状面積 (確定)	2014年末 植林現状面積 (暫定)	主要樹種
日伯紙パルプ資源開発	ブラジル・ミナスジェライス州	1973年	144.2	147.3	ユーカリ、パイン類他
日本製紙	オーストラリア・NSW州	1989年	4.7	4.2	ユーカリ
大王製紙	チリ・第X州	1989年	29.5	29.0	ユーカリ、ラジアータパイン他
三菱製紙	チリ・第Ⅷ州	1990年	9.6	9.1	ユーカリ
日本製紙	チリ・第Ⅷ州	1991年	13.2	12.6	ユーカリ
王子ホールディングス	ニュージーランド・北島	1991年	34.1	34.1	ラジアータパイン、ダグラスファー、ユーカリ
王子ホールディングス	ニュージーランド・南島	1992年	10.1	10.0	ユーカリ、ラジアータパイン
王子ホールディングス	オーストラリア・WA州	1993年	19.6	18.4	ユーカリ
王子ホールディングス	ベトナム・ビンディン省	1995年	10.7	10.7	ユーカリ、アカシア
三菱製紙	オーストラリア・タスマニア州	1996年	18.7	18.7	ユーカリ
日本製紙	オーストラリア・WA州	1996年	12.3	12.2	ユーカリ
日本製紙	オーストラリア・ビクトリア州	1996年	0.2	0.0	ユーカリ
日本製紙	南アフリカ・クワズール・ナタール州	1996年	11.0	11.0	ユーカリ、アカシア、ラジアータパイン
日本製紙	オーストラリア・SA州、ビクトリア州	1997年	1.6	1.3	ユーカリ
王子ホールディングス	オーストラリア・SA州、ビクトリア州	1997年	6.4	5.5	ユーカリ
中越パルプ工業、 北越紀州製紙、丸住製紙	ニュージーランド・北島	1997年	0.9	0.4	アカシア
日本製紙	オーストラリア・WA州	1999年	1.0	0.6	ユーカリ
大王製紙	オーストラリア・タスマニア州	2000年	5.3	5.3	ユーカリ
日本製紙	オーストラリア・ビクトリア州	2000年	0.5	0.5	ユーカリ
日本製紙	オーストラリア・WA州	2001年	0.7	0.8	ユーカリ
日本製紙	オーストラリア・SA州、ビクトリア州	2001年	1.6	1.6	ユーカリ
王子ホールディングス	中国・広西壮族自治区	2002年	4.8	3.6	ユーカリ
日本製紙	オーストラリア・ビクトリア州	2004年	0.1	0.1	ユーカリ
王子ホールディングス	ラオス・カムアン県、ボリカムサイ県	2005年	18.1	18.2	ユーカリ、アカシア、パイン類
王子ホールディングス	中国・広東省	2005年	18.8	18.5	ユーカリ
中越パルプ工業	ベトナム・ドンナイ省、バリアブントウ省	2005年	1.5	1.5	アカシア
日本製紙	オーストラリア・ビクトリア州	2006年	0.5	0.5	ユーカリ
日本製紙	オーストラリア・WA州	2006年	0.5	0.5	ユーカリ
日本製紙	ブラジル・アマバ州	2006年	54.0	54.0	ユーカリ、アカシア他
北越紀州製紙	南アフリカ・クワズール・ナタール州	2008年	2.4	2.4	ユーカリ、アカシア、パイン類
王子ホールディングス	ラオス・アタプー県他 南部5県	2010年	3.9	3.9	ユーカリ、アカシア
王子ホールディングス	インドネシア・中央カリマンタン州	2010年	36.5	39.8	ユーカリ、アカシア他
王子ホールディングス	ベトナム・フーエン省 トゥイホア市	2012年	1.8	2.2	アカシア
王子ホールディングス	カンボジア・カンポンチュナン州	2013年	0.1	0.4	アカシア
合 計			478.7	479.0	

資料: 日本製紙連合会調べ

注: 1. 四捨五入により各プロジェクトの積み上げ値と合計数値とは必ずしも一致しない。

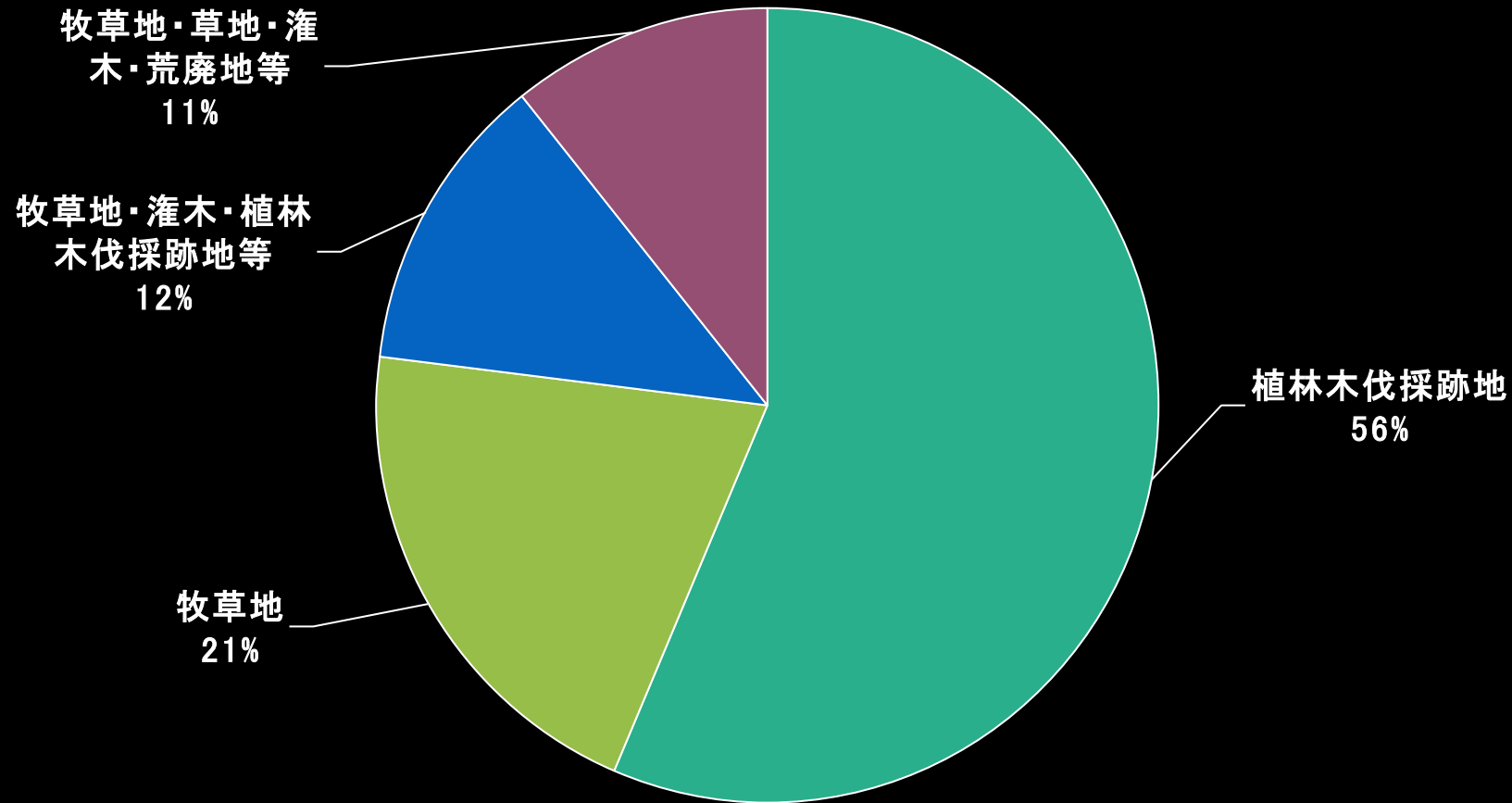
2. 統計表中の「-」は、該当数値がないものを示す。統計表中の「0.0」は、数値が表章単位に満たないものを示す。

日本の製紙企業による海外植林



Source: Japan Paper Association

製紙会社の海外植林地の植林前の土地の状況



5. 製紙業界の違法伐採対策

グリーンイーグルズ行動計画

- 2005年に英国で開催されたG8・グリーンイーグルズサミットにおいて合意された行動計画によって先進各国は違法伐採対策に取り組むこととなった
- これを受けて、日本政府は気候変動イニシアティブにおいて、「グリーン購入法」により2006年度以降は政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することになった

グリーン購入法による違法伐採対策

- 日本政府はグリーン購入法の基本方針の判断基準を改定して、2006年度以降、政府調達にあたっては合法性が確認された木材のみを用いなければならないこととした
- 基本方針の判断基準は毎年度、パブリックコメント行った上で閣議決定される
- 紙類で、判断基準において合法性を確認した木材のみを用いるように定められているのは、①コピー用紙、②フォーム用紙、③インクジェットカラープリンター用塗工紙、④非塗工印刷用紙及び⑤塗工印刷用紙の5品目である

合法性確認のための林野庁のガイドライン

- ・グリーン購入法の判断基準のために合法性を確認する方法として林野庁のガイドラインが示されている
- ・その中で合法性を確認する方法としては3つの方法が定められている
 - ①森林認証による方法
 - ②団体認定による方法
 - ③個別企業の独自の取組による方法
- ・製紙業界は、③の個別企業の独自の取り組みによる方法で合法性を確認している

製紙業界の違法伐採対策

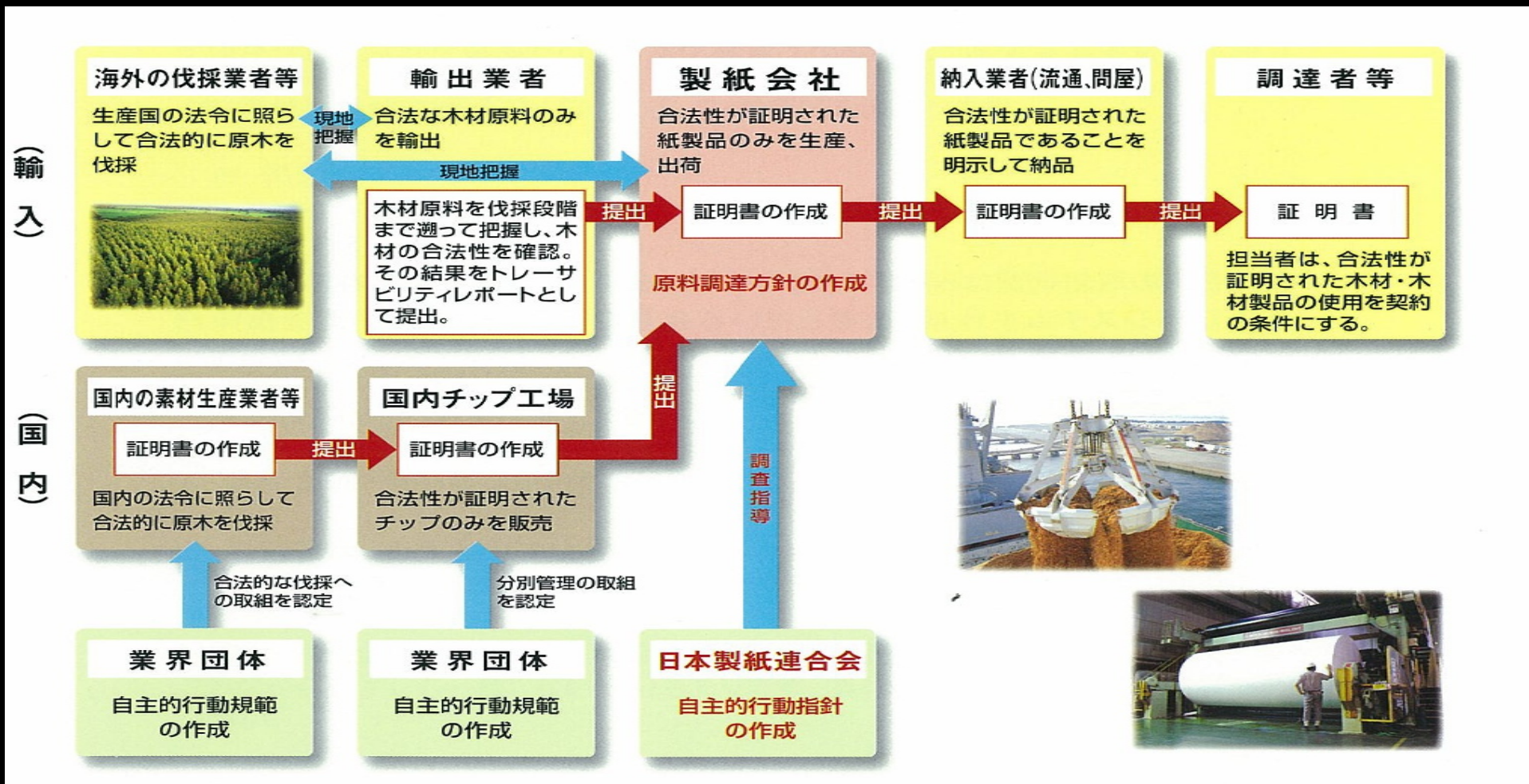
- 日本製紙連合会は、2006年3月に「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」を策定している
- 製紙業界は、2006年4月以降、林野庁のガイドラインの個別企業の独自の取組による方法に基づいて、使用する全ての木材原料について合法性を確認している
- その際、森林認証による方法や団体認定による方法を併用している。
- さらに、2007年4月からは、会員企業の独自の取組に客観性と信頼性を担保するために、「違法伐採対策モニタリング事業」を実施している

○製紙企業の独自の取組

製紙各社の「個別企業の独自の取組」は、各社様々であるが、概ね共通して以下のような対応をとっている

- ・違法伐採木材を取り扱わない旨の「原料調達方針を作成する
- ・サプライヤーから違法伐採木材を取り扱わないという誓約書入手する
- ・サプライヤーからトレーサビリティ・レポートを入手するとともに現地確認を行う
- ・全量合法性を確認するので分別管理は行わない
- ・関係書類は最低5年間保管する
- ・毎年度の違法伐採対策の取組について日本製紙連合会の外部監査を受ける

製紙業界の違法伐採対策 (合法証明システム)



違法伐採対策モニタリング事業

- 会員企業の個別企業の独自な取り組みに、客観性と信頼性を担保するために、日本製紙連合会は「違法伐採対策モニタリング事業」を実施している
- この事業の中で、日本製紙連合会は毎年度、会員企業の独自の取組による違法伐採対策をモニタリングしている。
- その結果について、学識経験者、消費者団体、監査法人関係者等で構成される第3者委員会に報告し、監査を受けている。
- 毎年度の「違法伐採対策モニタリング事業」の実施結果については、日本製紙連合会のHPで公表している。

○監査委員会委員

東京大学大学院教授

永田 信氏

全日本文具協会

大沼 章浩氏

グリーン購入ネットワーク

麴谷 和也氏

筑波大学大学院准教授

立花 敏氏

あらた監査法人

野村 恭子氏

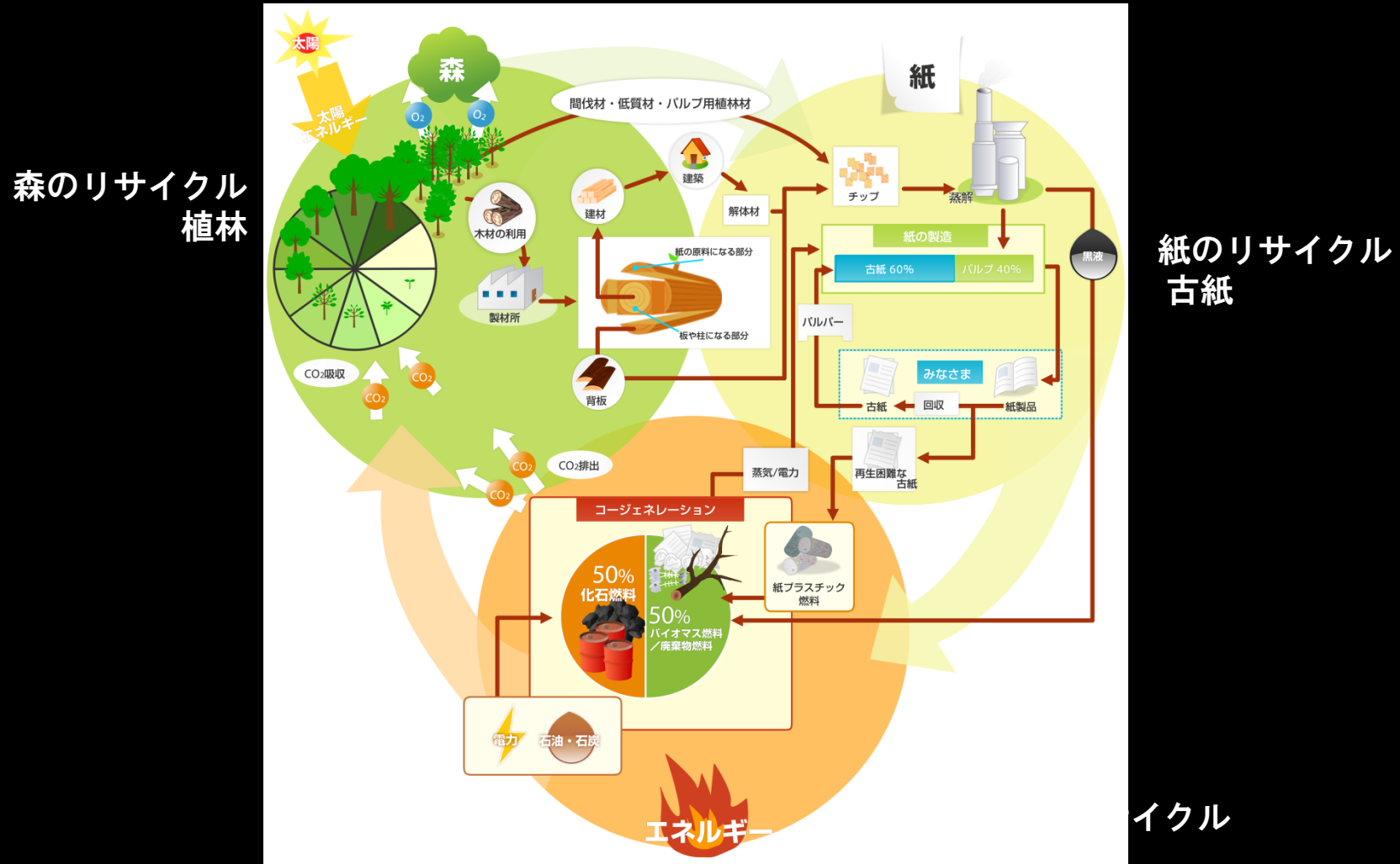
企 業 名	URL
王 子 製 紙 株 式 会 社	http://www.ojiholdings.co.jp/ （王子グループ）
王 子 マ テ リ ア 株 式 会 社	http://www.ojiholdings.co.jp/ （王子グループ）
王 子 エ フ テ ッ ク ス 株 式 会 社	http://www.ojiholdings.co.jp/ （王子グループ）
王 子 ネ ピ ア 株 式 会 社	http://www.ojiholdings.co.jp/ （王子グループ）
王 子 キ ノ ク ロ ス 株 式 会 社	http://www.ojiholdings.co.jp/ （王子グループ）
大 王 製 紙 株 式 会 社	http://www.daio-paper.co.jp/
中 越 パ ル プ 工 業 株 式 会 社	http://www.chuetsu-pulp.co.jp/
特 種 東 海 製 紙 株 式 会 社	http://www.tt-paper.co.jp/
日 本 製 紙 株 式 会 社	http://www.nipponpapergroup.com/ （日本製紙グループ）
日 本 製 紙 パ ピ リ ア 株 式 会 社	http://www.nipponpapergroup.com/ （日本製紙グループ）
兵 庫 パ ル プ 工 業 株 式 会 社	http://hyogopulp.co.jp/
北 越 紀 州 製 紙 株 式 会 社	http://www.hokuetsu-kishu.jp/
丸 三 製 紙 株 式 会 社	http://www.marusan-paper.co.jp/
丸 住 製 紙 株 式 会 社	http://www.marusumi.co.jp/
三 菱 製 紙 株 式 会 社	http://www.mpm.co.jp/
リ ン テ ッ ク 株 式 会 社	http://www.lintec.co.jp/
レ ン ゴ ー 株 式 会 社	http://www.rengo.co.jp/

6. 生物多様性

製紙業界と生物多様性のかかわり

製紙産業は、地球上の生物多様性の揺籃地であり、CO₂の吸収源として地球温暖化防止にも大きく貢献している「森林」から、再生可能でカーボンニュートラルな「木材」という生態系サービスの恩恵を受けて、「紙」という人間生活にとって不可欠な物資を供給する産業であり、生物多様性の保全に積極的に取り組むことは製紙産業としての当然の社会的責務です。このため、2014年6月に日本製紙連合会として「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」を策定しました。

製紙産業と生物多様性



製紙企業の活動分野と生物多様性配慮

(活動分野)

原材料調達・製造・販売・工場建設・インフラ整備



植林、伐採搬出、チップ加工、船輸送、港湾荷役、
保管、トラック輸送、工場受入

すべての業務で、生物多様性に関わっている

植林地から製紙工場に届くまで



植林木を伐採



伐採した丸太を輸送



丸太をチップに加工
(チップ工場)



チップ専用船で
日本に輸送

生物多様性に関する日本製紙連合会の取り組みの経緯

- ・2010年10月 生物多様性条約 COP10 名古屋会場においてサイドイベント
- ・2012年5月 海外産業植林センターに「海外植林における生物多様性配慮に関する調査・研究」を委託。検討会委員長 奥田敏統広島大学教授。
企業アンケート(50社)、ステークホルダー・ヒアリング調査(メディア、NGO等10件)フォーカスグループインタビュー(首都圏4グループ)を実施。
- ・2013年5月 海外産業植林センターに「海外植林における生物多様性配慮に関する調査・研究」を委託。検討会委員長 奥田敏統広島大学教授。
「製紙業界の生物多様性配慮の行動指針案」及び「海外植林における生物多様性配慮についての広報戦略」を策定。
- ・2014年6月 理事会において「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」を策定。
- ・2015年6月 「生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針」フォローアップ調査を実施。
- ・2015年7月 環境省の「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向けモデル事業」に公募。
- ・2015年12月 環境省モデル事業によるステークホルダーとの意見交換会を実施。
WWFジャパン、FoEジャパン、グリーン購入ネットワーク、IGES、日本森林技術協会、日本木材青壮年連合会、環境省、林野庁
- ・2016年2月 環境省モデル事業による会員向け生物多様性についての勉強会。
講師:(株)レスポンスアビリティ 代表取締役 足立直樹氏

検討委員会の構成

有識者委員		
【委員長】	奥田 敏統	広島大学大学院 総合科学研究科 教授
	金子 与止男	岩手県立大学 総合政策学部 教授
	江間 直美	江戸川大学 メディアコミュニケーション学部 准教授
	糸井 まり	ディーブグリーンコンサルティング代表
製紙各社委員		
	石田 裕之	北越紀州製紙（株）海外資源部 木材チップ担当課長
	早乙女 順一	三菱製紙（株）原材料部 林材グループ
	太刀川 寛	日本製紙（株）原材料本部 林材部主席調査役
	馬場 国彰	王子グリーンリソース（株）資源環境ビジネス本部グループマネージャー
	原田 大五	中越パルプ工業（株）資源対策本部 調査役
オブザーバー		
環境省、経済産業省、林野庁		
アドバイザー		
	上河 潔	日本製紙連合会 常務理事
事務局		
	大淵 弘行	（一社）海外産業植林センター 専務理事
	井上 いづみ	（株）クリエイト井上 代表取締役

専門の方からの情報収集

環境省 自然環境局 自然環境計画課 寺村 智 課長補佐
生物多様性地球戦略企画室 石井弘之 生物多様性評価専門官
農林水産省林野庁 森林整備部 森林利用課 大沼清仁 課長補佐
山本 誠 企画調整係長
I T T O(国際熱帯木材機関) 森林経営担当 後藤 健 事務局次長
東京大学大学院 農学生命科学研究科
森圏管理学・森林遺伝育種学 井出雄二 教授
国際森林環境学 井上 真 教授
独立行政法人 森林総合研究所
林業生産技術・国際研究担当 清野嘉之 研究コーディネーター
国際研究推進室 藤間 剛 室長
国際自然保護連合(IUCN)
シニア・プロジェクト・オフィサー 古田尚也
世界自然保護基金(WWF) 自然保護室 橋本務太 森林グループ長
古澤千明 森林プログラム担当
FoE Japan 三柴淳一 事務局長
共同通信社(環境・開発・エネルギー問題担当) 井田徹治 編集委員・論説委員
朝日新聞社(環境・エネルギー問題担当) 石井 徹 編集委員

生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針 (1)

1. 企業体制

- ・企業の経営方針に生物多様性保全の概念を取り入れる
- ・企業活動における生物多様性保全の担当者を明確にする
- ・CO2排出量の削減やリサイクルの推進など環境保全活動を行う
- ・ステークホルダーの意見を企業活動に反映させる
- ・生物多様性保全のための取り組みについて積極的広報を行う

2. 持続可能な森林経営

- ・自社林の管理経営計画に生物多様性保全の概念を取り入れる
- ・生物多様性保全に配慮した森林施業を行う
- ・自社林について積極的に森林認証を取得する
- ・ステークホルダーの意見を自社林の管理経営に反映させる
- ・森林施業の結果をモニタリングし、管理経営計画にフィードバックする

生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針 (2)

3. 責任ある原料調達

- ・原料調達方針において生物多様性の保全に配慮することを明記する
- ・違法に伐採された木材は一切使用しない
- ・原料に関する情報を収集し、原料のトレーサビリティを確保する
- ・森林認証を取得した木材の調達に努める
- ・関連書類を5年以上保管する

4. 社会的な環境貢献活動(CSR)

- ・自社の自然資本を活用して生物多様性保全に資するCSR活動を行う
- ・バイオマスの利用や里山保全に資するCSR活動を行う
- ・工場の緑化や環境講演会など生物多様性保全に関するCSR活動を行う

5. 対外的連携

- ・民間の生物多様性保全の取り組みに積極的に参加する
- ・国際的な生物多様性保全の取り組みに積極的に協力する
- ・行政機関の生物多様性保全の取り組みに積極的に協力する

7. 合法伐採木材利用法

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

定義

- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。）[2条2項]

国

主務大臣

②流通及び利用の促進に関する基本方針の策定[3条]

- ・木材関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める[6条]。
- ・上記事項を勘案して、指導及び助言を行う[7条]。
- ・木材関連事業者に対する報告徴収及び立入検査を行う[33条]。

②国の責務[4条]

- ・必要な資金の確保
- ・情報の収集及び提供
- ・登録制度の周知
- ・事業者及び国民の理解を深める措置等

②適切な連携[31条]

②国際協力の推進[32条]

事業者

②事業者の責務⇒木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない[5条]。

木材関連事業者

…木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者[2条3項]

登録木材関連事業者

- ・合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、登録により「登録木材関連事業者」という名称を用いることができる[8条、13条1項]。
※登録を受けた者以外が当該名称又はこれと紛らわしい名称を用いた場合は罰則あり[13条2項、37条]。

申請

登録

登録実施機関[5条]

※ 施行日：公布の日から起算して1年を経過した日

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

1. 定義

木材等： 木材及び木材を加工し、又はこれを主たる原料として製造して得た紙、 家具等の物品であって主務省令で定めるもの(リサイクル品を除く)

合法伐採木材等： 我が国又は現在国脳法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材等

木材関連事業者： 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く)をする事業者であって主務省令で定めるもの

2. 国の責務

国は基本方針を策定するとともに、資金の確保、情報の提供、国民の理解の促進のための措置を講ずるよう努める。

3. 事業者の責務

事業者は、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。

4. 合法性の判断の基準

主務大臣は、事業者が合法性の確認にあたっての判断基準を定める。

①我が国又は原産国で合法伐採木材等であることを証明する書類、

②①が得られない際に追加的に収集する書類、

③木材関連事業者が木材等を譲渡する際に必要な書類

④①及び②に関する書類の保管等主務省令で定める事項

5. 国の指導及び助言

主務大臣は、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、木材関連事業者等に対して指導及び助言をすることができる。

6. 木材関連事業者の登録

合法伐採木材等の利用に努めている木材関連事業者は、登録実施機関に登録することができる。登録に違反があった場合は登録を抹消するとともに氏名を公表する。

7. 国の報告徴収及び立ち入り検査

主務大臣は、合法伐採木材の利用の確保について、木材関連事業者等から報告を聴取させるとともに、工場等に立ち入り、帳簿等を検査することができる。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の問題点

1. グリーン購入法は政府調達にのみ合法性の確保が求められていたが、本法ではすべての木材及び木材製品について合法性の確認が求められるようになったことは評価できる。
2. 合法伐採木材の利用の確保は木材関連事業者の努力義務であり必須ではない。このため、努力義務を怠っても罰則はない。
3. 主務大臣は、合法伐採木材の利用について、木材関連事業者を指導・助言することをできるが、それ以上の強制力はない。また、従わなくても罰則がない。
4. 合法伐採木材の利用の確保に努めている木材関連事業者は登録することができるが、必須ではない。ただし、登録事業者については、違反があれば登録の抹消及び氏名公表の罰則がある。
5. 登録事業者は登録事項を守らなければ罰則があるのに対して、無登録事業者は、何の義務及び罰則がないのは不公平である。
6. 主務大臣は、合法伐採木材の利用について、木材関連事業者から報告を聴取できるとともに、立ち入り検査を行うことができるが、不正行為があったとしても、それに対する罰則がない。
7. 木材関連事業者の数が膨大なため、実質的にほとんどの事業者が登録することは極めて難しいが、ほとんどの事業者が登録しなければ、登録制度により合法伐採木材の利用を確保することは極めて困難である。

製紙業界の新たな違法伐採対策の検討

- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下、合法木材利用促進法という）が制定されたため、来年度以降、日本の木材関連業界は、DD（デューディリジェンス）を行わなければならないこととなった。
- これに対応するため、日本製紙連合会は、平成26年度から海外産業植林センターに委託をして、「海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発」について調査を行っている。
- 平成27年度については、この委託調査の中で、ディープグリーンコンサルティング代表の靱井まり氏を委員長とする検討会を設けて、製紙業界の違法伐採対策のDDマニュアルの策定を行っている。
- このDDマニュアルについては、合法木材利用促進法の要求を満足するのみならず、EUの木材規制法、豪州の違法伐採禁止法等で要求されているレベルをクリアするものを目指している。

海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発に関する検討委員会

(委員長)

ディープグリーンコンサルティング代表

靱井 まり

(委員)

〇&Cファイバートレーディング(株)チップ部長

竹内 孝之

日本製紙(株)原材料本部 本部長付部長

松本 哲生

北越紀州製紙(株)海外資源部 部付課長

石田 裕之

大王製紙(株)資源部海外植林課 課長代理

飛田 真作

三菱製紙(株)原材料部林材グループ 上席主任

千葉 英記

(オブザーバー)

日本製紙連合会 常務理事

上河 潔

(事務局)

海外産業植林センター 専務理事

大淵 弘行

日本製紙連合会の違法伐採対策デューディリジェンスツール

- 現在検討中のDDマニュアルは、EUの木材規制法に対応した欧州木材貿易連盟(ETTF)のDDシステムに準拠している。
- これにより、日本の合法木材利用促進法のDDのみならず、EUの木材規制法、豪州の違法伐採禁止法等のDDとしても通用するものとなっている。
- 基本的な構成は、①情報収集、②リスクアセスメント、③リスク緩和措置となっている。特に、情報収集については、現在実施している日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業で実施しているトレーサビリティレポート等を活用している。
- 第三者による監査については、モニタリング事業の監査委員会による監査に加えて、合法木材利用促進法によって定められている登録実施機関による登録審査により対応する考えである。
- 詳細については、今後、日本製紙連合会林材部の違法伐採木材問題検討会において来年3月までに成案を得る考えである。

ご清聴ありがとうございました。